

「高野町森林整備計画案及び変更案に対する意見」

1 森林法第10条の6第4項で準用する同法第10条の5第6項に基づく意見聴取

- | | |
|-----------------------------------|----------------|
| (1) 高野山寺領森林組合 | 意見は特にありませんでした。 |
| (2) 森林組合こうや | 意見は特にありませんでした。 |
| (3) 伊都振興局地域振興部 准フォレスター・林業普及指導員 | 意見は特にありませんでした。 |

2 森林法第10条の6第4項で準用する同法第10条の5第7項で準用する同法第6条第1項及び第2項に基づく意見公募の結果

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| (1) 縦覧及び意見募集期間 | 平成26年 1月14日から 2月19日まで（35日間） |
| (2) 意見の要旨及びその処理 | 意見は特にありませんでした。 |

3 森林法第10条の6第4項で準用する同法第10条の5第8項に基づく意見聴取

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 近畿中国森林管理局長 | 意見は特にありませんでした。 |
|----------------|----------------|

4 森林法第10条の6第4項で準用する同法第10条の5第9項に基づく協議

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 県の関係部局及びその処理 | 別紙1のとおり。 |
|------------------|----------|

別表1

| 対象箇所 | 意 見 | 対 応 |
|-----------|---|---|
| 林業振興課 | <p>(1) 保険機能森林の区域変更について</p> <p>現行の高野町森林整備計画で指定されている区域内で、既設の森林保健施設がないことや、今後の設置計画もないことから、区域の変更については特に問題ないと思われる。</p> <p>しかし、当該区域については、全域が「高野龍新国定公園」の第一種特別地域及び第二種特別地域に指定されており、「自然公園区域内における森林の施業について（34 林野指第 6417 号）」により、各地域毎に森林の伐採方法に制限が設けられているため、伐採及び伐採後の造林届の取扱い及び森林経営計画の認定の際には十分留意すること。</p> | <p>今後の伐採及び伐採後の造林届及び森林経営計画の認定時には留意し進めてまいります。</p> |
| | <p>(2) 公益的機能別森林施業区域（ゾーニング）の一部変更について</p> <p>ゾーニングの一部変更について、当該区域は全域が「高野龍神国定公園」の第一種特別区域及び第二種特別区域に指定されている。</p> <p>第一種特別地域は、主伐については原則禁伐である。（ただし風致の維持に影響がない場合は、標準伐期齢+10 以下の択伐であれば行うことができる。）</p> <p>第二種特別区域は、主伐については原則択伐であり、用材林の択伐率は、現蓄積の 30 %以内、薪炭材は 60 %以内と定められている。（ただし、風致の維持に影響がない場合は、1 伐区 2ha 以内の皆伐を行うことができる。）</p> <p>上記のことから、今回ゾーニングの変更を行おうとする区域の施業方法については、「択伐による複層林施業」が適当であり、択伐率についても、自然公園の区分に従い設定すべきであると思われる。</p> | <p>ご提案を踏まえ修正します。</p> |
| 森林整備課 | 特に意見なし | |
| 砂防課 | 特に意見なし。ただし、砂防指定地内において大規模な皆伐等、治水上砂防に影響があると認められる場合は、知事の許可を受けること。 | |
| 自然環境室 | 特に意見なし | |
| 和歌山県公安委員会 | 特に意見なし | |